

各施設の使用料金改定一覧

単位:円

施設		現 行		改 定 後		備 考	所管
名 称	区 分	料金区分	使用料	料金区分	使用料		
ふるさと交流館 なつきの湯	入館料	一般	310	12歳以上70歳未満	310	備考 「障害者」とは、次に定める者をいう。 (1) 福岡県療育手帳交付要綱(平成14年3月29日13障 在第563号福岡県保健福祉部長通知)別表2の規定によ り、知的障害者と判定された者 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条 第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者	社会福祉課
		一般 (回数券12回分)	3,150	12歳以上70歳未満 (回数券12回分)	3,150		
		高齢者及び障害者	210	70歳以上及び障害者	210		
		高齢者及び障害者 (回数券12回分)	2,100	70歳以上及び障害者 (回数券12回分)	2,100		
		小学生	150	6歳以上12歳未満	150		
		小学生 (回数券12回分)	1,570	6歳以上12歳未満 (回数券12回分)	1,570		
		就学前児童	0	6歳未満	0		
		備考 1「一般」とは、高齢者、障害者、小学生及び就学前児童以外の者をいう。 2「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 3「障害者」とは、次に定める者をいう。 (1) 福岡県療育手帳交付要綱(平成14年3月29日13障 在第563号福岡県保健福祉部長通知)別表2の規定によ り、知的障害者と判定された者 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条 第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた 児・者	備考 「障害者」とは、次に定める者をいう。 (1) 福岡県療育手帳交付要綱(平成14年3月29日13障 在第563号福岡県保健福祉部長通知)別表2の規定によ り、知的障害者と判定された者 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条 第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者				
稲築社会福祉 センター	使用料	個人	60歳以上及び6歳未満	無料	個人	6歳未満	無料
			6歳以上12歳未満	60		6歳以上12歳未満 及び70歳以上	100
			12歳以上60歳未満	120		12歳以上70歳未満	150
		団体	30人以上	1割引	団体	30人以上	個人の項に 掲げる当該 年齢の額に 0.9を乗じて 得た額
		市外		210			

【問合せ先】  
社会福祉課…TEL0948-53-1106